

「改正消費税法・軽減税率制度説明会」を開催します！

平成 31 年 10 月 1 日から、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられ、軽減税率制度が実施されます。

寒河江税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を次の日程で開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

なお、会場の都合上、席に限りがありますことを予めご了承ください。

平成 30 年 9 月 26 日 (水)	寒河江市文化センター中央公民館ホール (150 人)
(第 1 回目)	午前 10 時 30 分から (午前 10 時開場)
(第 2 回目)	午後 1 時 30 分から (午後 1 時開場)

消費税軽減税率電話相談センターが開設されました！

軽減税率制度に関するお問合せ先

○ 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。

1. 消費税軽減税率電話相談センター (軽減コールセンター)

専用ダイヤル 0570-030-456

【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)



2. 電話相談センター

最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) でご案内しています。

○ 税務署での面接による個別相談 (関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談) を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

○ 軽減税率制度についての詳しい情報については、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) 内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。